第88期 定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時　平成29年6月29日（木曜日）　午前10時

場所　佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

目　次

● 第88期定時株主総会招集ご通知 ・・・・・・ 1
＜添付書類＞
● 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
● 計算書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・25
＜株主総会参考書類＞
● 第１号議案　剰余金の処分の件・・・・・・・35
● 第２号議案　株式併合の件・・・・・・・・・36
● 第３号議案　定款一部変更の件・・・・・・・37
● 第４号議案　取締役11名選任の件 ・・・・・38
● 第５号議案　監査役１名選任の件・・・・・・44

佐賀銀行

証券コード：8395

証券コード　8395
平成29年６月７日

株　主　各　位

佐賀市唐人二丁目７番20号
株式会社 佐賀銀行
取締役頭取　陣　内　芳　博

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年６月29日（木曜日）　午前10時

2. 場　　所　佐賀市唐人二丁目７番20号　当行本店８階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1.第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2.第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　株式併合の件

第３号議案　定款一部変更の件

第４号議案　取締役11名選任の件

第５号議案　監査役１名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使

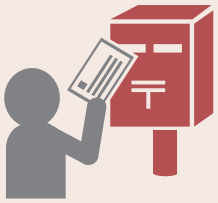


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

平成29年６月29日（木）
午前10時

郵送（書面）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成29年６月28日（水）
午後５時30分

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年６月28日（水）
午後５時30分

45頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（お知らせ）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」及び「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.sagabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等及び連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等及び連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当行ウェブサイト(http://www.sagabank.co.jp/）にて、修正後の内容を開示いたします。

添　付　書　類

第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

1.　当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

[当行の主要な事業内容]

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成28年度のわが国経済は、個人消費の持ち直しに加え、円安等を追い風に輸出が増加基調になったことで、企業収益は改善しています。こうした中、年末には内閣府および日銀が景気判断の引き上げを行い、その後も緩やかな回復基調が続いています。

海外では、英国のＥＵ離脱問題や米大統領選などがありましたが、米国が年度内に２度の利上げに踏み切るなど、全体として底堅い基調を保っています。ただ、今後は米国政策運営に対する期待の剥落や欧州政治情勢、鈍化が懸念される中国経済について注視する状況にあります。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましては、年度当初に発生した熊本地震の影響はありましたが、復興に向けた動きもある中、個人消費は雇用環境の改善から持ち直しつつあり、企業活動も回復基調にあります。

金融業界では、日銀が新たな金融緩和の枠組みを導入した後も、金融市場はおよそ落ち着いた動きとなっていますが、マイナス金利政策が継続する資金運用環境下、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいても金利は極めて低水準で推移しています。

[事業の経過及び成果]

○第15次中期経営計画

こうした金融経済環境のなか、当行は平成28年度からスタートした第15次中期経営計画（平成28年４月１日～平成31年３月31日）で、「お客さまとともに、地域の未来を創造する銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「事業性評価の取組みなどによりお客さまの成長をお手伝いし、成長の輪を地域全体に拡げ、地方創生に貢

献します。」「お客さまと向き合う時間を増やし、質の高いサービスをご提供し、ライフパートナー・ビジネスパートナーとして、お客さまのニーズにお応えします。」の２つの項目を掲げ、柔軟で新しい発想を持ち、お客さまのさまざまなニーズやご期待にお応えできる態勢を組織全体で作り上げ、地域にとって、お客さま・株主さまにとって、なくてはならない銀行であり続けることを目指しております。

○店舗・チャネル

店舗などのお客さまとのチャネルにつきましては、平成28年11月に武雄支店を隣接地に新築・移転し、武雄西支店（愛称：さぎんパーソナルプラザ武雄）も武雄支店内に移転いたしました。また、平成28年５月に鹿島支店浜出張所を鹿島支店内に移転・統合し、平成28年12月には江北支店を白石支店江北出張所に種別変更いたしました。なお、移転前の武雄西支店および浜出張所店舗所在地は無人店舗（店舗外現金自動設備）といたしました。

また、地域の観光振興に向け、平成28年12月に海外発行カードに対応したＡＴＭをセブン銀行と共同で九州佐賀国際空港に設置しました。

なお、無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、平成28年９月に水ヶ江支店空港通り出張所、平成28年10月に和多田支店和多田駅前出張所、平成29年３月に和多田支店唐津バイパス出張所を新設しました。

この結果、当年度末の有人店舗数は本支店83カ店、出張所20カ所、店舗外現金自動設備は106カ所となりました。

○地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みについては、お客さまの付加価値向上と地域の価値向上の２つの面から、当行が能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展を目指しております。

その中で、平成28年度は、「さぎん６次産業化応援ファンド」の第一号案件として、佐賀県産米を使用した日本酒の製造販売、米菓商品の開発販売を行われている６次産業化事業体への投資を行いました。生産者の顔が見えることをコンセプトとし、佐賀県産米の生産業者（１次産業者)、日本酒や米菓等の製造・加工業者（２次産業者)、流通・販売業者や販売支援を行うコンサルティング会社(３次産業者）が共同で取組む事業であり、地域金融機関等が設立

した６次産業化ファンドでは、日本酒を対象とした全国初の事例となりました。

11月に開催された地方銀行フードセレクションでは、参加52行中最多となる40社のお客さまにご出展いただき、出展者と当行・自治体が一体となり地元の特産物を全国の食品バイヤーへＰＲし、お客さまの販路拡大をお手伝いしました。

また、佐賀県内各自治体の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けた取組みを協働して進めるため、平成27年度の佐賀県・鹿島市との連携協定締結に加え、平成28年度には、佐賀市・有田町・唐津市・武雄市・小城市・神埼市・玄海町・鳥栖市・多久市・太良町との間で連携協定を締結し、各地域に密着した地方創生の取組みを着実に進めてきております。

事業性評価の取組みについては、平成28年４月に頭取直轄の組織として、「事業性評価推進室」を設置し、室長１名、専任担当者２名、兼任担当者１名を配置しました。

当行は、お客さまとのコミュニケーションを通じ、財務面のみでは評価できない事業内容や成長可能性を正しく理解するとともに、目利き力の発揮によりお客さまの成長の芽・技術力・将来性を適切に評価し、リスクを恐れずお客さまの成長を様々にお手伝いすることで地域全体の活性化につなげてまいります。

平成29年２月に、第15次中期経営計画での取組みに対応する「金融仲介機能のベンチマーク」の計数・事例等を取り纏めた「金融仲介機能の発揮に向けた取組みについて」を公表しました。

その中では、当行の最重要施策として取組みを行っている事業性評価の取組みについて、当行の考え方や、事例として「創業期にあるベンチャー企業の成長支援」「保有知財の評価によるビジネスチャンス創出支援」などを紹介しております。また、地方創生に向けた取組みについても、当行の考え方や、お客さまの付加価値向上・地域の価値向上に向けた取組み事例として「観光分野への取組み」「地方銀行フードセレクションへの参加」「地域資源を活用した地域活性化支援」などをご紹介しております。

○取扱商品・サービスなどの拡充

お客様さまのローンお申込み時・ご契約時の利便性を向上させるため、平成28年４月よりパソコン・スマートフォンからローンのお申込み・ご契約を完了することができる「ローンＷｅｂ契約サービス」を開始しております。

また、平成28年９月には、「ローン受付システム」の取扱いを開始し、行員がご来店いただいたお客さまからお聞きした内容をパソコン（営業店舗外ではタブレット端末）に入力することで、お客さまのローン申込書等へのご記入負担を軽減するサービスの運用を開始しました。

平成28年10月には、「さぎんインターネット・モバイルバンキングサービス」（個人向けＩＢサービス）について、書面でのお申込みに加え、Ｗｅｂから直接お申込みいただけるサービス内容へ拡充し、これまで以上にお手軽にお申込みいただけるサービスを開始しました。

地方創生に向けた取組みとして、移住・定住を予定されているお客さまに対する住宅ローンについて、平成28年７月よりお申込みに際して前提となる勤続年数、年収条件を緩和した住宅ローンの取扱いを開始するとともに、社会問題化している空き家対策を金融面から支援するため、空き家となった住居の解体費用やリフォーム費用としてご利用いただける「空き家対策ローン」の取扱いを開始しました。

事業者さまへの新たな取組みとしては、平成28年７月に「創業支援資金」の取扱いを開始し、将来の地域活力の担い手である「創業・起業・事業転換・新分野進出」のお客さまをご支援することで、地域経済・産業の活性化に繋げる取組みを進めております。

以上のような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

平成29年３月末の総預金残高は、個人預金が209億円、一般法人預金は344億円伸びたことで、前事業年度末比582億円増加し２兆1,582億円となりました。地区別では佐賀県で522億円、福岡県で44億円、それぞれ増加しました。

総貸出金に関しましても、地方公共団体向け貸出金が前事業年度末比178億円減少した一方で、中小企業さま等への事業性貸出残高は前事業年度末比450億円増加したこと等により、前事業年度末比422億円増加し１兆4,565億円となりました。地区別では佐賀県で99億円、福岡県で398億円、それぞれ増加しました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら

資金の有効な運用に努め、前事業年度末比313億円増加し6,678億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前期末と比べて利益の積み上げはありましたが、バーゼルⅢ適用に伴う自己資本の額の調整額の増加や劣後特約付借入金を返済したことによりコア資本額が減少したことや、貸出金の増加等によるリスク・アセットの増加があり、前期末比1.22%ポイント低下し、7.68%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、平成28年３月末の2.54%が平成29年３月末には2.46%となりました。

○損益状況

経常収益につきましては、金利が極めて低水準で推移する資金運用環境下において、年度後半の市場環境変化による取引形態の見直しを行ったことなどで、国債等債券売却益が前事業年度比46億44百万円減少したこと等から、前事業年度比48億12百万円減少し435億８百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や営業経費中の物件費が減少したものの、退職給付数理差異償却の増加や有価証券のポートフォリオ見直しに伴う国債等債券売却損があったことから前事業年度比27億54百万円の減少となり、経常利益は前事業年度比20億59百万円減少し33億94百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、前事業年度比３億59百万円減少し28億59百万円となりました。

なお、収益の根幹をなす資金運用収益につきましては、有価証券運用関連で有価証券利息配当金は79億32百万円と前事業年度比２億89百万円増加しました。一方で、マイナス金利政策の下、貸出金利回りの低下はありましたが、残高が前年を上回り順調に推移し、貸出金利息は183億43百万円と前事業年度比４億５百万円の減少にとどまったことで、１億１百万円減少の265億４百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

金融業界においては、マイナス金利政策の下、厳しい収益環境が続いております。

当行では、平成28年度から第15次中期経営計画（平成28年４月１日～平成31年３月31日）をスタートさせ、お客さまとのリレーションの深化とＣＳ（お客さま満足度）・ＥＳ（従業員満足度）の向

上を通じてお客さまの成長をお手伝いし、お客さまのニーズにお応えすることで「佐賀銀行ブランド」をさらに確立させることを目指してまいります。

その中で、平成28年４月には生産性向上プロジェクトチームを昇格させ頭取直轄の組織として「生産性企画部」を新設し、全行一丸となってあらゆる面での生産性向上を実現させる態勢を強化しました。また、平成28年10月には生産性企画部内に「Ｆｏｒ（フォー）“Ｓ（エス）”プロジェクトチーム」を新設し、営業店サイドからの生産性向上に向けた取組みを進めています。

当行は、今後とも「ひたむきさや誠実さ」を基本姿勢としながらお客さまと接し、一方で効率的経営を目指し、全役職員一丸となって努力してまいる所存でございますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第15次中期経営計画の目標

目標とする経営指標	平成30年度（目標）
実質業務純益（※１）	62億円
当期純利益	40億円
ＲＯＥ（※２）	3.4％
ＯＨＲ（※３）	79.1％
総預金平残	２兆2,600億円
総貸出金平残	１兆5,900億円

※１　実質業務純益：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
※２　ＲＯＥ：資本の効率性を示す指標。ＲＯＥ＝利益÷資本勘定平均残高
※３　ＯＨＲ：業務粗利益を稼ぐための経費を示す指標。ＯＨＲ＝経費÷業務粗利益

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金		**20,187**	**20,835**	**20,999**	**21,582**
	定期性預金	8,281	8,343	8,243	8,033
	その他	11,906	12,492	12,756	13,548
貸出金		**12,887**	**13,450**	**14,143**	**14,565**
	個人向け	3,213	3,380	3,610	3,800
	中小企業向け	5,864	6,254	6,751	7,341
	その他	3,808	3,815	3,781	3,423
特定取引資産（トレーディング資産）		**0**	**0**	—	—
特定取引負債（トレーディング負債）		—	—	—	—
有価証券		**6,342**	**6,790**	**6,365**	**6,678**
	国債	1,198	723	695	716
	地方債	2,731	2,823	2,757	2,495
	その他	2,412	3,244	2,911	3,465
総資産		**22,228**	**23,032**	**22,916**	**23,349**
内国為替取扱高		**202,825**	**206,698**	**208,724**	**211,422**
外国為替取扱高		百万ドル **753**	百万ドル **691**	百万ドル **565**	百万ドル **631**
経常利益		百万円 **7,449**	百万円 **5,657**	百万円 **5,453**	百万円 **3,394**
当期純利益		百万円 **4,954**	百万円 **3,266**	百万円 **3,218**	百万円 **2,859**
1株当たりの当期純利益		円 銭 **29.68**	円 銭 **19.57**	円 銭 **19.28**	円 銭 **17.12**
信託財産		**6**	**6**	—	—
信託報酬		百万円 **3**	百万円 **3**	百万円 **2**	百万円 —

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,500人	1,459人
平均年齢	39年10月	40年2月
平均勤続年数	17年6月	18年1月
平均給与月額	382千円	398千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
佐賀県	61店(うち出張所18)	61店(うち出張所17)
長崎県	3 (〃 —)	3 (〃 —)
福岡県	38 (〃 2)	38 (〃 2)
東京都	1 (〃 —)	1 (〃 —)
合計	103 (〃 20)	103 (〃 19)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備106カ所（前年度末101カ所）を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 当年度において次の店舗等の位置変更及び種類変更を行いました。

(位置変更)

鹿島支店浜出張所（新所在地：佐賀県鹿島市、鹿島支店内）

武雄西支店（新所在地：佐賀県武雄市、武雄支店内）

(種類変更)

江北支店 ⇒ 白石支店江北出張所（佐賀県杵島郡江北町）

また、次の通り無人店舗（店舗外現金自動設備）の新設を行いました。

水ヶ江支店空港通り出張所（佐賀県佐賀市）

和多田支店和多田駅前出張所（佐賀県唐津市）

和多田支店唐津バイパス出張所（佐賀県唐津市）

なお、位置変更を行いました店舗のうち、下記旧所在地は無人店舗（店舗外現金自動設備）といたしました。

鹿島支店浜宿出張所（佐賀県鹿島市、旧浜出張所所在地）

武雄支店武雄バイパス出張所（佐賀県武雄市、旧武雄西支店所在地）

ハ．銀行代理業者の一覧
該当ありません。
ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,214

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
店舗の新築・改築	622
事　務　機　器	175
ソフトウェア	168

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率(注)	その他
佐銀ビジネスサービス株式会社	佐賀市愛敬町７番17号	佐賀銀行の文書管理、事務代行業務等	昭和53年６月１日	百万円 104	% 100.00	―
佐銀コンピュータサービス株式会社	佐賀市愛敬町７番17号	コンピュータによる情報処理等のサービス業務	昭和59年７月10日	百万円 10	% 5.00	―
佐銀信用保証株式会社	佐賀市白山二丁目３番16号	佐賀銀行の取り扱う個人ローンに係る信用保証業務	昭和54年４月２日	百万円 50	% 5.00	―
株式会社佐銀キャピタル＆コンサルティング	佐賀市唐人二丁目７番20号	有価証券の取得、保有、売却、及びコンサルティング業務	平成３年３月７日	百万円 80	% 6.25	―
佐銀リース株式会社	佐賀市駅南本町４番23号	各種設備機器のリース業務	昭和50年２月１日	百万円 30	% 5.00	―

（注）当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ハ．重要な業務提携の概況

① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。

② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（平成28年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村木利雄	取締役会長 （代表取締役）		
陣内芳博	取締役頭取 （代表取締役）		
古川光則	専務取締役 営業統括本部長		
上野昭久	常務取締役		
坂井秀明	常務取締役		
今泉　直	常務取締役 福岡本部長		
田代　朗	常務取締役 業務統括本部長		
田中政利	取締役 唐津エリア長 兼唐津支店長		
二瓶富夫	取締役 業務統括本部長代理 兼システム部長	佐銀コンピュータサービス 株式会社取締役（非常勤）	
富永金吾	取締役 営業統括本部 営業推進部長		
堤　和幸	取締役 本店営業部長		
木村　務	取締役 （社外取締役）		
古舘直人	取締役 （社外取締役）		
草場　稔	常勤監査役		
臼井俊雄	監査役 （社外監査役）		
鬼﨑昭宣	監査役 （社外監査役）		
井寺修一	監査役 （社外監査役）		弁護士
（当年度中に退任した役員）			
秋葉国彦	常務取締役		平成28年 6月29日辞任
堤　慎治	取締役 営業統括本部長代理		平成28年 6月29日退任

（注）1. 取締役木村務、古舘直人、監査役臼井俊雄、鬼﨑昭宣及び井寺修一の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任（辞任）した役員の地位は退任（辞任）時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支 給 人 数	報酬等
取　締　役	15人	268 (59)
監　査　役	4人	31 (—)
計	19人	300 (59)

(注) 1. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は39百万円であります。

2. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額1,900万円以内、監査役については月額290万円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額6,000万円以内であります。

3. 役員退職慰労金及び役員賞与金は該当ありません。

4. 報酬等の額には、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額59百万円（取締役11名分）を含んでおり、括弧内に内書きしております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
木　村　　務 (取締役)	会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
古　舘　直　人 (取締役)	
臼　井　俊　雄 (監査役)	
鬼　﨑　昭　宣 (監査役)	
井　寺　修　一 (監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
木村　務 (取締役)	平成25年6月から現在まで	取締役会 16回開催中15回出席	元長崎県立大学経済学部教授としての幅広い知識と経験を活かして、発言を行っております。
古舘直人 (取締役)	平成27年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席	元日本銀行勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
臼井俊雄 (監査役)	平成18年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 27回開催中27回出席	元大蔵省勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
鬼﨑昭宣 (監査役)	平成23年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 27回開催中27回出席	元佐賀県出納長、元佐賀県信用保証協会会長としての経験と知識を活かして、発言を行っております。
井寺修一 (監査役)	平成28年6月から現在まで	取締役会 12回開催中11回出席 監査役会 19回開催中19回出席	弁護士としての専門的な知識と経験を活かして、発言を行っております。

(注) 監査役井寺修一については、監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	18	—

(注) 役員賞与金および退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　499,142千株
発行済株式の総数　167,027千株（自己株式を除く。）

(2) 当年度末株主数　6,733名（自己株式を除く。）

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	7,969千株	4.77%
佐賀銀行行員持株会	6,381	3.82
株式会社十八銀行	5,223	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,973	2.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,953	2.36
日本生命保険相互会社	3,806	2.27
株式会社肥後銀行	3,479	2.08
株式会社福岡銀行	3,075	1.84
住友生命保険相互会社	2,813	1.68
株式会社西日本シティ銀行	2,794	1.67

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 平成24年７月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　142,600株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成24年８月１日～平成54年７月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	５名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 平成25年７月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　183,700株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成25年７月31日～平成55年７月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	７名
	(1) 新株予約権の割当日 平成26年７月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　181,800株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成26年８月１日～平成56年７月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	８名
	(1) 新株予約権の割当日 平成27年７月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　149,400株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成27年７月31日～平成57年７月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	９名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 平成28年７月27日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　247,000株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成28年７月28日～平成58年７月27日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	11名

（注）当初決議した株式数及び人数から権利行使済みの株式数及び人数を控除しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 森 行一 指定有限責任社員 伊加井 真弓	公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	48	(注２) (注３)
	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―	

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。

3. 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

（1）処分の対象者

新日本有限責任監査法人

（2）処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止　３月

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

（3）処分理由

ア　新日本有限責任監査法人は他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ　新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、48百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

○業務の適正を確保するための体制

当行取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、平成18年５月22日付で、以下に掲げる「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その後必要に応じて都度改定をいたしております。

(1) 当行取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守に係る「法令遵守の基本方針」・「法令遵守の遵守基準」・「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員が法令・定款および内規を遵守した行動をとるための行動規範を定め、法令・定款に違反する行為を未然に防止するよう努める。

また、コンプライアンスの確立・浸透・定着を目的に、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、経営管理部を担当部署としコンプライアンスに関する指導、教育等の実務を担わせる。

さらに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で断固として対決し、関係遮断及び被害の防止のための体制整備に努める。

(2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、「取締役会規程」・「常務会規程」・「経営会議規定」・「文書管理要領」その他規定に基づき保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理方針」・「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに統合管理部署を経営管理部と定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。

また、リスク管理状況については、経営管理部が定期的（四半期ごと）に取締役会に報告する体制とし、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

(4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、営業方針その他全行的な目標を定め、各部門が実施すべき目標や施策を明確にするとともに、「職務および権限規程」に基づいた職務分担・権限・執行方法を定め、また、取締役会等において定期的にその結果を把握し、改善を促すことにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。

(5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は健全且つ円滑なグループ経営の実現・維持を目的として「関連会社管理規程」を制定する。

当行のグループ会社に対しては、契約に基づく当行監査部による監査

および当行より派遣するグループ会社の監査役による監査を実施するとともに、当行の監査役会による往査を実施する。

また、「関連会社代表者会」、「関連会社ヒアリング」等を通じて、各社の業績、要望・課題、内部統制システムの整備状況その他について把握すると共に、緊密な連携を図る。

これらの取組みにより、「グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」、「グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当行グループとしての適正性を確保する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当行グループの財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切に運用する。

(7) 当行監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室を設置し専任のスタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査役(会)の指示に基づき調査、情報収集を行いその結果を報告する等の監査業務の補助を行う。

また、当該専任スタッフの取締役からの独立性を確保するため、その人事異動・人事評価等については、事前に監査役会に意見を求め、これを尊重することとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当行及びグループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査役に報告・通報をするための体制

当行取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、監査役へ報告することとする。また、当行及びグループ会社の法令等違反行為や不正行為等につき、当行を含め各グループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」に基づき、当行グループの役職員から当行が設置する内部通報窓口（経営管理部、常勤監査役、行外受付窓口）に対し報告または通報を行う体制とし、報告・通報を受けた内部通報窓口は、当該事実を監査役に報告することとする。

さらに、監査役が、取締役会・常務会その他重要な会議に出席するなど、常に当行の経営に係る重要な情報を把握できる体制とする。

② 報告・通報した者が当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及びグループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」では、当該報告・通報したことを理由として報告・通報者に対し、解雇・懲戒処分・降格・減給等不利益な処遇をしてはならないことを定め、報告・通報者の保護を図る体制とする。

(9) 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役(会)が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めたり、調査・鑑定等を委託した場合の所要の費用については、当行が速やかに支払う。

(10) その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査部門は、監査役会とそれぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査役会から報告を求められた事項について報告する。

さらに、経営の重要な会議には監査役の出席を認め、「動態的監査機能」を強化する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況

当行は、上記の「内部統制システム整備に関する基本方針」に沿って体制を整備し、適切に運用いたしております。

当事業年度における、「業務の適正を確保するための体制」の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

取締役の職務執行の効率性確保体制については、取締役会は法令等に従い、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、頭取、会長及び専務取締役並びに常務取締役により構成される「常務会」において、取締役会より委任を受けた銀行の常務に関する事項の審議・決定を行っております。加えて、独立社外役員である社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会に出席し経営を監督するほか、「独立社外役員会議」を開催し、独立した立場から意見・助言を行うため、相互に情報交換等を行っております。

損失危険管理体制については、取締役会において「リスク管理方針」、「リスク管理規程」を定め、リスク管理への認識を高めるため、全役職員に周知を図っております。また、取締役会はリスクカテゴリー毎のリスク管理状況について、所管部署及び統合管理部署からの報告に基づき、問題点の把握と改善策の議論等を行っております。さらに、定期的に経

営会議を開催し、リスク管理状況について、所管部署からの報告を受け、問題点を把握し改善策を協議しています。
　内部監査部門である監査部は、リスク管理方針の遵守状況、リスク管理態勢の整備状況、リスク管理プロセスの運用状況等について、監査を行い、必要に応じて管理・運用についての改善を要請し、加えて改善策への実施状況の監視を行っております。

　法令等遵守体制については、取締役会は、コンプライアンス統括部署からの報告に基づき、「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を行うことで、法令遵守に関する問題点の把握と改善策を協議しています。さらに定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、法令等遵守に関する協議・報告を行っているほか、問題事例が発生した場合には、問題事例の原因分析・再発防止策の協議を行っております。また、「コンプライアンスニュース」や「トラブルシューティング・ニュース」等により事例や注意事項等を発信しているほか、全役職員に「法令遵守の栞」を配布し読み合わせを実施するなど全行員の法令等遵守に対する認識を高めるようにいたしております。

　企業集団内部統制について、健全且つ円滑なグループ経営の堅持と統合的なグループ経営の実現のため、「関連会社管理規程」を制定いたしております。また、当行が中心となり「関連会社ヒアリング」を年２回実施し、事業方針、業績、収益向上策、リスク管理に関する事項その他についてヒアリングを行い、各社の課題に対する認識を醸成し、課題解決に向けた具体策の指導等を行っております。なお、当行監査部は、毎年グループ会社各社に対して監査を実施し改善事項等について提起することで、牽制機能を働かせております。

　反社会的勢力への対応について、取締役会にて定めた「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に沿って、「反社会的勢力情報管理規定」のほか関連諸規定を整備しています。具体的には、各種契約書・約款等に暴力団排除条項を設ける他、反社情報の照会システムを構築する等、反社会的勢力との取引遮断に向けた取組みを行っております。また、取締役会は反社会的勢力への対応状況について、所管部署からの報告等により状況把握を行っております。

9.　特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第88期末（平成29年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**169,874**	**預金**	**2,158,203**
現金	31,532	当座預金	100,824
預け金	138,341	普通預金	1,226,379
買入金銭債権	**3,534**	貯蓄預金	4,081
金銭の信託	**398**	通知預金	4,595
有価証券	**667,850**	定期預金	803,381
国債	71,678	その他の預金	18,941
地方債	249,582	**譲渡性預金**	**5,342**
社債	121,414	**コールマネー**	**5,048**
株式	44,385	**債券貸借取引受入担保金**	**2,144**
その他の証券	180,789	**借用金**	**2,775**
貸出金	**1,456,516**	借入金	2,775
割引手形	8,021	**外国為替**	**59**
手形貸付	73,007	売渡外国為替	14
証書貸付	1,209,214	未払外国為替	44
当座貸越	166,273	**その他負債**	**18,649**
外国為替	**2,990**	未払法人税等	185
外国他店預け	2,741	未払費用	961
買入外国為替	32	前受収益	754
取立外国為替	216	金融派生商品	1,824
その他資産	**6,487**	資産除去債務	276
前払費用	50	その他の負債	14,646
未収収益	2,367	**賞与引当金**	**661**
金融派生商品	1,560	**退職給付引当金**	**5,718**
その他の資産	2,508	**睡眠預金払戻損失引当金**	**328**
有形固定資産	**24,884**	**繰延税金負債**	**3,053**
建物	3,918	**再評価に係る繰延税金負債**	**4,047**
土地	19,448	**支払承諾**	**12,401**
建設仮勘定	5	**負債の部合計**	**2,218,432**
その他の有形固定資産	1,511	（純資産の部）	
無形固定資産	**2,049**	**資本金**	**16,062**
ソフトウェア	1,859	**資本剰余金**	**11,374**
その他の無形固定資産	190	資本準備金	11,374
支払承諾見返	**12,401**	**利益剰余金**	**61,208**
貸倒引当金	**△12,031**	利益準備金	14,926
		その他利益剰余金	46,282
		別途積立金	40,800
		固定資産圧縮積立金	254
		繰越利益剰余金	5,227
		自己株式	**△1,185**
		株主資本合計	**87,460**
		その他有価証券評価差額金	**20,554**
		土地再評価差額金	**8,307**
		評価・換算差額等合計	**28,861**
		新株予約権	**201**
		純資産の部合計	**116,523**
資産の部合計	**2,334,955**	**負債及び純資産の部合計**	**2,334,955**

第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**43,508**
資金運用収益	**26,504**	
貸出金利息	18,343	
有価証券利息配当金	7,932	
コールローン利息	8	
預け金利息	132	
その他の受入利息	87	
役務取引等収益	**6,198**	
受入為替手数料	2,361	
その他の役務収益	3,837	
特定取引収益	**41**	
商品有価証券収益	41	
その他業務収益	**9,851**	
国債等債券売却益	1,722	
金融派生商品収益	8,129	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**911**	
貸倒引当金戻入益	201	
株式等売却益	103	
その他の経常収益	606	
経常費用		**40,113**
資金調達費用	**758**	
預金利息	621	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	35	
債券貸借取引支払利息	6	
借用金利息	89	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,702**	
支払為替手数料	707	
その他の役務費用	2,995	
その他業務費用	**11,112**	
外国為替売買損	100	
国債等債券売却損	10,968	
国債等債券償却	43	
営業経費	**23,866**	
その他経常費用	**673**	
株式等売却損	9	
金銭の信託運用損	1	
その他の経常費用	662	
経常利益		**3,394**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**58**
固定資産処分損	51	
減損損失	6	
税引前当期純利益		**3,336**
法人税、住民税及び事業税	**615**	
法人税等調整額	**△138**	
法人税等合計		**477**
当期純利益		**2,859**

第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	16,062	11,374	11,374
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,062	11,374	11,374
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
別途積立金の積立			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	16,062	11,374	11,374

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,926	38,800	254	5,454	59,435	△1,205	85,666
会計方針の変更による累積的影響額				95	95		95
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,926	38,800	254	5,550	59,531	△1,205	85,762
当期変動額							
剰余金の配当				△1,168	△1,168		△1,168
当期純利益				2,859	2,859		2,859
自己株式の取得						△2	△2
自己株式の処分				△3	△3	22	19
別途積立金の積立		2,000		△2,000	―		―
土地再評価差額金の取崩				△9	△9		△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	2,000	―	△322	1,677	20	1,697
当期末残高	14,926	40,800	254	5,227	61,208	△1,185	87,460

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	21,879	8,297	30,176	161	116,005
会計方針の変更による累積的影響額					95
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,879	8,297	30,176	161	116,100
当期変動額					
剰余金の配当					△1,168
当期純利益					2,859
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					19
別途積立金の積立					―
土地再評価差額金の取崩					△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,324	9	△1,315	39	△1,275
当期変動額合計	△1,324	9	△1,315	39	422
当期末残高	20,554	8,307	28,861	201	116,523

第88期末（平成29年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	169,874	預金	2,150,949
買入金銭債権	3,534	譲渡性預金	5,342
金銭の信託	398	コールマネー及び売渡手形	5,048
有価証券	668,978	債券貸借取引受入担保金	2,144
貸出金	1,456,516	借用金	2,775
外国為替	2,990	外国為替	59
その他資産	6,956	その他負債	20,379
有形固定資産	24,952	賞与引当金	686
建物	3,932	退職給付に係る負債	8,053
土地	19,486	役員退職慰労引当金	12
建設仮勘定	5	睡眠預金払戻損失引当金	328
その他の有形固定資産	1,526	繰延税金負債	2,389
無形固定資産	2,081	再評価に係る繰延税金負債	4,047
ソフトウェア	1,885	支払承諾	12,401
その他の無形固定資産	195	負債の部合計	2,214,617
繰延税金資産	797	（純資産の部）	
支払承諾見返	12,401	資本金	16,062
貸倒引当金	△14,177	資本剰余金	11,375
		利益剰余金	62,195
		自己株式	△1,191
		株主資本合計	88,441
		その他有価証券評価差額金	20,554
		土地再評価差額金	8,307
		退職給付に係る調整累計額	△1,522
		その他の包括利益累計額合計	27,339
		新株予約権	201
		非支配株主持分	4,705
		純資産の部合計	120,687
資産の部合計	2,335,305	負債及び純資産の部合計	2,335,305

第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**44,106**
資金運用収益	**26,514**	
貸出金利息	18,343	
有価証券利息配当金	7,941	
コールローン利息及び買入手形利息	8	
預け金利息	132	
その他の受入利息	87	
役務取引等収益	**6,543**	
特定取引収益	**41**	
その他業務収益	**9,852**	
その他経常収益	**1,154**	
貸倒引当金戻入益	195	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	957	
経常費用		**40,048**
資金調達費用	**755**	
預金利息	618	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	35	
債券貸借取引支払利息	6	
借用金利息	89	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,271**	
その他業務費用	**11,112**	
営業経費	**24,167**	
その他経常費用	**741**	
その他の経常費用	741	
経常利益		**4,057**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**58**
固定資産処分損	51	
減損損失	6	
税金等調整前当期純利益		**3,999**
法人税、住民税及び事業税	**769**	
法人税等調整額	**△74**	
法人税等合計		**694**
当期純利益		**3,305**
非支配株主に帰属する当期純利益		**407**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,898**

第88期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,062	11,375	60,383	△ 1,211	86,609
会計方針の変更による累積的影響額			95		95
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,062	11,375	60,479	△ 1,211	86,705
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,168		△ 1,168
親会社株主に帰属する当期純利益			2,898		2,898
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分			△ 3	22	19
土地再評価差額金の取崩			△ 9		△ 9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,716	20	1,736
当期末残高	16,062	11,375	62,195	△ 1,191	88,441

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	21,879	8,297	△ 1,932	28,244	161	4,303	119,319
会計方針の変更による累積的影響額							95
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,879	8,297	△ 1,932	28,244	161	4,303	119,414
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,168
親会社株主に帰属する当期純利益							2,898
自己株式の取得							△ 2
自己株式の処分							19
土地再評価差額金の取崩							△ 9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,324	9	410	△ 904	39	401	△ 463
当期変動額合計	△ 1,324	9	410	△ 904	39	401	1,272
当期末残高	20,554	8,307	△ 1,522	27,339	201	4,705	120,687

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社 佐　賀　銀　行
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　　行　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊加井　真　弓　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社 佐　賀　銀　行
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森　　行　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊加井　真　弓　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月16日

株式会社佐賀銀行　監査役会

常勤監査役　草　場　　稔　㊞

社外監査役　臼　井　俊　雄　㊞

社外監査役　鬼　﨑　昭　宣　㊞

社外監査役　井　寺　修　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、１株につき３円50銭と致したいと存じます。これにより中間配当３円50銭と合わせた当期の配当金は、当初の予定通り１株につき７円となります。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に2,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

（1）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円50銭　　総額584,597,804円

（2）剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

2.　その他の剰余金に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　2,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　2,000,000,000円

第２号議案　株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

　全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月１日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目標としております。

　当行は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 併合する株式の種類および割合

　当行普通株式について、10株を１株の割合で併合いたしたいと存じます。

　なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合が効力を生じる日

　平成29年10月１日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

　49,914,200株

5. その他

　本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

第３号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

　第２号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合（10分の１）に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第５条を変更するとともに、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株にするため第７条を変更するものであります。

　なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

　変更内容は、次のとおりであります。

（現行定款・変更案対照表）

（1）変更を要する条文のみあげております。

（2）＿＿を表示した箇所が変更部分を示します。

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数） 第５条　当銀行の発行可能株式総数は、499,142,000株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当銀行の発行可能株式総数は、49,914,200株とする。
（単元株式数） 第７条　当銀行の単元株式数は1,000株とする。	（単元株式数） 第７条　当銀行の単元株式数は100株とする。
＜新設＞	附　則 第１条　第５条および第７条の規定変更は、平成29年６月29日開催の第88期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が発生するものとする。 第２条　前条および本条は当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。

第４号議案　取締役11名選任の件

取締役陣内芳博、古川光則、上野昭久、坂井秀明、今泉　直、田代朗、二瓶富夫、木村　務、古舘直人の９氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役村木利雄、田中政利の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取　締　役　候　補　者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	陣内芳博（じんのうちよしひろ） (昭和24年12月28日生)	昭和47年４月　当行入行 平成７年６月　同本庄支店長 平成10年６月　同鍋島支店長 平成12年６月　同共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー兼総合企画部副部長兼事務管理部副部長 平成14年６月　同システム部長兼共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー 平成15年６月　同取締役総合企画部長 平成17年６月　同常務取締役総合企画部長 平成19年６月　同常務取締役 平成22年６月　同代表取締役専務 平成23年６月　同代表取締役副頭取 平成24年６月　同代表取締役頭取 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和47年入行後、システム部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成15年から取締役、平成22年から代表取締役を務め、平成24年６月から当行頭取に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	60,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
2	ふる　かわ　みつ　のり 古　川　光　則 (昭和30年2月16日生)	昭和52年４月　当行入行 平成10年６月　同志免支店長 平成12年６月　同博多支店長 平成14年11月　同唐津支店長兼町田支店長 平成14年11月　店舗統廃合により同唐津支店長 平成16年６月　エリア制導入により同唐津エリア長兼唐津支店長 平成17年６月　同本店営業部長 平成19年６月　同取締役本店営業部長 平成20年６月　同取締役福岡本部副本部長 平成21年６月　同常務取締役福岡本部長 平成26年４月　同常務取締役営業統括本部長 平成28年６月　同専務取締役営業統括本部長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和52年入行後、本店営業部長、福岡本部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成19年から取締役、平成21年から常務取締役、平成28年から専務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	27,000株
3	うえ　の　あき　ひさ 上　野　昭　久 (昭和30年12月24日生)	昭和55年４月　当行入行 平成10年10月　同博多駅東支店長 平成12年６月　同福岡本部長代理 平成14年11月　同博多支店長 平成16年６月　同東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成18年６月　同呉服町支店長 平成19年６月　同唐津エリア長兼唐津支店長 平成22年６月　同常務執行役員本店営業部長 平成25年４月　同常務執行役員 平成25年６月　同常務取締役 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和55年入行後、唐津支店長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成22年から常務執行役員、平成25年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
4	坂井秀明 (さかい ひであき) (昭和33年9月5日生)	昭和56年４月　当行入行 平成14年６月　同二日市支店長兼都府楼支店長 平成14年11月　店舗統廃合により同二日市支店長 平成16年４月　同総合企画部副部長 平成19年６月　同武雄支店長 平成21年６月　同総合企画部長 平成23年６月　同取締役総合企画部長 平成26年４月　同常務取締役 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和56年入行後、武雄支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成23年から取締役、平成26年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	24,000株
5	今泉直 (いまいずみ すなお) (昭和33年9月25日生)	昭和56年４月　当行入行 平成12年６月　同博多駅東支店長 平成14年11月　同福岡本部長代理 平成17年６月　同小倉支店長 平成19年６月　同福岡支店長 平成21年６月　同福岡本部副本部長 平成23年６月　同取締役福岡本部副本部長 平成26年４月　同常務取締役福岡本部長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和56年入行後、福岡支店長、福岡本部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成23年から取締役、平成26年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	22,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
6	田代（たしろ） 朗（あきら） (昭和33年7月10日生)	昭和56年４月　当行入行 平成13年６月　同那珂川支店長 平成15年４月　同野間支店長 平成17年４月　エリア制導入により同野間エリア長兼野間支店長 平成17年６月　同博多支店長 平成20年６月　同佐世保支店長 平成22年６月　同営業推進部長 平成23年６月　同審査管理部長 平成25年４月　同本店営業部長 平成25年６月　同取締役本店営業部長 平成28年４月　同取締役業務統括本部長 平成28年６月　同常務取締役業務統括本部長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和56年入行後、審査管理部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成25年から取締役、平成28年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	15,000株
7	二瓶（にへい） 富夫（とみお） (昭和34年11月13日生)	昭和53年４月　富士通株式会社入社 平成２年１月　当行入行 平成21年６月　同共同化推進プロジェクトチームプロジェクトスタッフ兼総合企画部副部長兼システム部副部長 平成22年10月　同共同化推進プロジェクトチームプロジェクトスタッフ兼システム部副部長 平成24年６月　同システム部長 平成26年４月　同執行役員システム部長 平成27年４月　組織改編により同執行役員業務統括本部システム部長 平成27年６月　同取締役業務統括本部システム部長 平成28年６月　同取締役業務統括本部長代理兼システム部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 佐銀コンピュータサービス株式会社取締役（非常勤） (取締役候補者として選任した理由) 平成２年入行後、共同化推進プロジェクトチームプロジェクトスタッフ、システム部長を歴任し、銀行システム部門の知識・経験が豊富であり、また、平成26年から執行役員、平成27年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	22,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
8	ふるかわひろなお 古川広直 (昭和36年5月5日生)	昭和59年４月　当行入行 平成19年４月　同津古支店長 平成21年６月　同二日市エリア長兼二日市支店長兼五条支店長 平成22年10月　同二日市エリア長兼二日市支店長 平成23年６月　同小倉支店長 平成25年４月　同審査管理部長 平成28年４月　同執行役員審査管理部長 平成29年４月　同執行役員唐津エリア長兼唐津支店長 現在に至る (重要な兼職の状況) 佐銀リース株式会社監査役（非常勤） (取締役候補者として選任した理由) 昭和59年入行後、小倉支店長、審査管理部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成28年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	6,825株
9	なかむらしんざぶろう 中村紳三郎 (昭和37年12月11日生)	昭和60年４月　当行入行 平成20年６月　同審査管理部副部長 平成22年６月　同八幡支店長 平成24年６月　同渡辺通支店長 平成26年４月　同総合企画部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 佐銀ビジネスサービス株式会社監査役（非常勤） 株式会社佐銀キャピタル＆コンサルティング監査役（非常勤） (取締役候補者として選任した理由) 昭和60年入行後、渡辺通支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	49,810株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
10	木村（き むら） 務（つとむ） (昭和24年10月４日生)	昭和53年４月　西九州大学講師 昭和59年４月　同大学助教授 平成７年４月　同大学教授 平成13年４月　長崎県立大学経済学部教授 平成17年４月　同大学副学長（平成25年3月退任） 平成21年９月　中華人民共和国華僑大学ＭＢＡセンター客員教授（平成23年８月退任） 平成25年４月　長崎県立大学経済学部教授 平成25年６月　当行取締役 平成27年４月　長崎県立大学経済学部客員研究員（平成28年３月退任） 現在に至る (社外取締役候補者として選任した理由) 西九州大学及び長崎県立大学の教授、九州大学博士（農学）として、豊富な経験と幅広い知識を有しております。平成25年から社外取締役を務めており、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。	0株
11	古舘（ふるたち） 直人（なおと） (昭和21年６月１日生)	昭和44年７月　日本銀行入行 平成３年10月　同小樽支店長 平成５年５月　同発券局参事 平成６年５月　同経営管理局兼発券局参事 平成７年５月　同福岡支店長 平成９年11月　同検査役 平成10年５月　同検査室長 平成11年６月　同退職 平成11年６月　財団法人金融情報システムセンター理事 平成13年５月　中部証券金融株式会社顧問 平成13年６月　同取締役社長 平成19年６月　日証金信託銀行株式会社専務取締役 平成20年４月　同代表取締役社長 平成24年６月　同相談役 平成25年６月　同非常勤顧問 平成25年７月　明治安田生命保険相互会社非常勤顧問 平成27年６月　当行取締役 現在に至る (社外取締役候補者として選任した理由) 日本銀行にて福岡支店長、検査室長を務めるなど30年に亘り勤務経験があり、その後、中部証券金融株式会社取締役社長や日証金信託銀行株式会社代表取締役社長を歴任し、金融機関に関する専門的な知識及び経験を有しております。平成27年から社外取締役を務めており、また地元出身者として、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。	0株

（注）１．各取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者の木村務氏、古舘直人氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
両氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
３．木村務氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
古舘直人氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者木村務氏、古舘直人氏は現在当行社外取締役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役草場　稔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監　査　役　候　補　者

氏　　名 (生年月日)	略　歴　、　地　位　及　び 重　要　な　兼　職　の　状　況	所有する当行株式の数
つる　だ　けん　じ 鶴　田　賢　二 (昭和37年４月18日生)	昭和60年４月　当行入行 平成18年６月　同土井支店長 平成20年６月　同三田川支店長 平成21年６月　同経営管理部副部長 平成25年２月　同水ヶ江支店長 平成27年４月　同業務統括本部業務集中支援部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 佐銀コンピュータサービス株式会社監査役（非常勤） 佐銀信用保証株式会社取締役（非常勤） (監査役候補者として選任した理由) 昭和60年入行後、水ヶ江支店長、業務集中支援部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、これらの経験及び識見を活かして監査役としてその職責を適切に遂行できる人物として監査役候補者といたしました。	1,543株

（注）監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使専用ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）をご利用いただくことによってのみ可能です。
　なお、この議決権行使専用ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネット等による議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分まで受付いたします。
4. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

（1）インターネットにアクセスできること。
（2）インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 7以降を使用できること。
　ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Microsoft®及びInternet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、米国、日本及びその他の国における登録商標または商標です。

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人
　みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話　0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時から午後９時まで土日・休日を除く）


佐賀銀行